

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定取消しについて

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項、並びに第115条の45の9の規定に基づき、次のとおり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者、第一号事業を行う指定事業者の指定を取り消す。

1 対象事業者

株式会社さくら 代表取締役 深田 玲子
群馬県前橋市西片貝町五丁目27番地14

2 対象事業所

名称及び所在地、サービスの種類及び指定年月日

ヘルパーステーションさくら	訪問介護（平成23年8月1日）
前橋市西片貝町五丁目27番地14	介護予防訪問介護（平成23年8月1日）
サンヒルズ前橋505	第一号訪問事業（平成27年4月1日）

3 指定取消年月日

平成29年7月31日

※詳細は別紙資料（指導監査室の監査調書による）のとおり

本件に関するお問い合わせ先

介護高齢課 指導係

電話 内線 / 3132
直通 / 027-898-6132